

令和8年度下水道ストックマネジメント
計画策定業務委託

一般仕様書

高槻市都市創造部下水河川事業課

令和8年度下水道ストックマネジメント計画策定業務委託 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、高槻市下水道施設ストックマネジメント計画実施方針と、これまでに実施した点検・調査を踏まえ、高槻市下水道施設ストックマネジメント計画実施方針の時点修正、及び修繕・改築計画の策定を行うものとする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務に関する情報の取扱いに当たっては、本店及び営業所にて情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001（ISMS））の管理体制を有し、以下の事項を遵守しなければならない。

1.7 公益の確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全及びその他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）業務計画書 （ハ）工程表 （ニ）管理技術者届 （ホ）照査技術者届
（ヘ）完了届 （ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者、担当技術者及び照査技術者

（１）受注者は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（２）管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））、又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

（３）担当技術者は、電気担当技術者として技術士（電気電子部門・電気設備）またはRCCM（電気電子）の資格、機械担当技術者として技術士（機械部門・機械設計）またはRCCM（機械）の資格を有するものとし、各１名ずつ配置すること。各担当技術者は、業務の全般にわたり技術的担当として業務に当たり、発注者との主たる窓口を担わなければならない。

（４）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道））の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的照査を行わなければならない。

(5) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

1.15 内部通報に関する制度

受注者又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者は、本業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反する恐れのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。また受注者は契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

1.16 環境方針の周知

受注者は、業務に従事する者に別記「環境方針」を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

第2章 設計一般

2.1 一般事項

(1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、連絡事項はそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指定する図書及び本仕様書第6章参考図書に基づき業務を行わなければならない。また、設計を行う上で基準となる事項については、発注者と協議の上、定めるものとする。

2.3 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、設計図書、竣工図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳及び調書等の資料を所定の手続きによって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

2.7 下水道等事業経営計画との整合

業務の履行に当っては、高槻市下水道等事業経営計画と整合した計画としなければならない。

第3章 スtockマネジメント修繕改築計画（ポンプ場）

高槻市下水道施設Stockマネジメント計画実施方針（ポンプ場）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として作成している。

本業務においては、令和6年度実施のStockマネジメント修繕・改築計画策定後における新設または修繕・改築履歴などの新規施設情報について収集・整理の上、構造、形状寸法、形式、台数、取得価格、設置年度、改築年度、その他の施設情報や点検・調査結果を踏まえ、修繕・改築計画の策定を行う。

3.1 施設情報の収集・整理

収集すべき資料は次のとおりとする。

（イ）上位計画に関する情報の収集・整理

- ① 地方公共団体のビジョン
- ② 地域の将来計画
- ③ 下水道ビジョン等

（ロ）関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画（全体計画、事業計画）
- ② 災害対策計画（地震・津波対策計画、浸水対策計画）
- ③ 合流改善計画
- ④ 地球温暖化対策計画等

（ハ）諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
- ② 設置年度及び設置価格
- ③ 所在地
- ④ 形状寸法、形式、能力、容量、仕様等

（ニ）リスクの検討に関する情報の収集・整理

- ① 点検・調査結果
- ② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度
- ③ 施設の周辺環境条件等

（ホ）点検・調査に関する情報の収集・整理

- ① 設計図書、竣工図書
- ② 施設状態（劣化の程度）
- ③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、）等

（ヘ）改築・修繕に関する情報の収集・整理

- ① 経過年数
- ② 標準耐用年数
- ③ 改築費用（または改築単価）
- ④ 緊急度、健全度等
- ⑤ 運転及び水質記録等

3.2 点検・調査の実施

点検調査計画に基づき健全度の設定に必要な調査を実施する。また、これまでの点検・調査結果についての情報を取りまとめ、健全度評価について定期的見直しによる精度向上に活用する。

3.3 修繕・改築計画の策定

過年度におけるストックマネジメント修繕・改築計画策定以降、点検・調査計画に基づく点検・調査結果及び修繕・改築実施状況から、次期修繕・改築となる対象機器について修繕・改築計画に反映し、更新することを目的とする。

(1) (基本方針) 診断・対策の必要性の検討

健全度の評価のため、判断基準を設定し、現在の健全度を評価する。また、診断結果及び点検結果に基づき、対策の必要性を検討する。

~~(2) (基本方針) 優先順位の検討~~

~~機能向上に関する事業など関連計画を考慮して、修繕・改築に関する優先順位を検討する。また、処理場・ポンプ場設備の優先順位の設定あたり、設備群としてまとめた修繕・改築を実施した方が効率的な場合には、設備群単位で優先順位を調整する。~~

(3) (実施計画) 対策範囲の検討

基本方針で、対策が必要と位置づけた設備について、修繕か改築かを判定する。なお、修繕か改築かの判定結果に加え、設備の重要度や最適な改築シナリオの事業費等を考慮して、5～7年の対策範囲を設定する。

~~(4) (実施計画) 長寿命化対策検討対象設備の選定~~

~~管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を踏まえた、長寿命化対策検討対象設備を選定する。~~

(5) (実施計画) 改築方法の検討

対策が必要とされた長寿命化対策検討対象設備は、必要に応じてライフサイクルコストの比較を行い、更新あるいは長寿命化対策を選定する。また、個々の設備の対策に加え、必要に応じ設備群として（省エネルギー、省資源化、効率化等）総合的な検討を行う。

(6) (実施計画) 実施時期と概算費用の検討

(3) を踏まえた修繕・改築計画を策定する。

(7) (実施計画) 修繕・改築計画のとりまとめ

(1) ～ (6) の検討結果を修繕・改築計画として取りまとめる。

3.4 報告書作成

本業務で、収集した資料、各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。また、現ストックマネジメント実施方針に業務で得られた成果と知見を取り入れたものを新たな実施方針として取りまとめるとともに、その概要書を作成するものとする。

第4章 照 査

4.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

4.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

(1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査

- (2) 検討方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- (4) 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

第5章 提出図書

5.1 提出図書

- (1) 提出すべき成果品とその部数は次の通りとする。なお製本はすべて白焼きとする。

図書名	形状寸法・提出部数
(イ) 報告書	A4・3部
(ロ) 改築・修繕計画図	原図一式・白焼き3部
(ハ) 打合せ議事録	A4・3部
(ニ) その他参考資料	原稿一式
(ホ) 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式

- (2) 成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議する。
- (3) 製本はすべて表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第6章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 高槻市下水道工事標準構造図
- (2) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン(国土交通省)
- (3) 下水道施設計画設計指針と解説(日本下水道協会)
- (4) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (5) 下水道施設改築・修繕マニュアル(案)(日本下水道協会)
- (6) 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (7) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル(下水道事業支援センター)
- (8) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル(日本下水道事業団)
- (9) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(処理場・ポンプ場施設編)(国土交通省)
- (10) ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(一般社団法人 ダム・堰施設技術協会)
- (11) 河川ポンプ設備状態監視ガイドライン(案)(国土交通省)
- (12) 河川ポンプ設備点検・整備標準要領(案)(国土交通省)
- (13) 河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)(国土交通省)※高槻市の下水道標準構造図

令和8年度下水道ストックマネジメント計画策定業務委託 特記仕様書

1. 業務名 令和8年度下水道ストックマネジメント計画策定業務委託

2. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「令和8年度下水道ストックマネジメント計画策定業務委託一般仕様書 第1章 1.1、及び 1.2 に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は前記標準仕様書による。

3. 業務委託の対象

3.1 ポンプ場

	施設名称	処理方式	処理能力	備考
1	新川雨水ポンプ場	分流雨水	3.86 m ³ /sec	機械、電気
2	日野川雨水ポンプ場	分流雨水	8.30 m ³ /sec	機械（補機等） 電気（計装、監視設備等）
3	津之江雨水ポンプ場	分流雨水	5.66 m ³ /sec	機械

3.2 取口・ゲート設備等

	施設名称	処理方式	処理能力	備考
1	No.2 西大樋取口	分流雨水	11.296 m ³ /sec	機械（除塵設備、ゲート設備） 電気
2	塚原雨水貯留施設	分流雨水	0.24 m ³ /sec	電気（負荷設備）

3.3 取口・ゲート設備等(水位計等)

	施設名称	対象数量	備考
1	取口・ゲート設備等	No.2 東部排水路取口、No.1 西大樋取口 柱本七丁目取口、道鶴町六丁目取口、 朝日町取口、五領取口、上牧南駅前町1番取口、 川西町二丁目ゲート、安満雨水貯留施設 …計9箇所	電気（水位計）

3.4 マンホール形式ポンプ場

	施設名称	対象数量	備考
1	マンホール形式ポンプ場	須賀町 MP1、塚脇 MP1、唐崎南 MP1、萩之庄 MP1、 須賀町 MP2、東天川 MP1、黄金の里 MP1、 山手町 MP1、東天川 MP2、土室 MP1 …計10基	機械、電気

4. 業務概要

(1) 作業内容

該当の場合、作業の有無欄に○印を付ける。

作業内容	作業の有無	備 考
1. 施設情報の収集・整理	○	
2. リスクの評価		
3. 施設管理の目標設定		
4. 長期的な改築事業シナリオ作成		
5. 点検・調査計画の策定		
6. 点検・調査の実施	○	
7. 修繕・改築計画の策定	○	
8. 関係機関への説明資料作成		
9. 照 査	○	
10. 報告書作成	○	

(2) ポンプ場施設の修繕・改築計画の工種および対策対象施設

「今回対策対象施設業務」の欄に○印を付ける

施設名	土木	建築	機械	電気	対策内容
流入きょ				○	
沈砂池・ポンプ室					
ポンプ室			○	○	
流出きょ					
吐 口					

(3) 補 正

「補正項目の有・無」の欄に○印を付ける

補正項目	補正の有無
設計対象水量に係る補正	○
複数施設に係る補正	○
沈砂池に係る補正	

(7) 施設情報（台帳）

施設情報（台帳）	今回対象業務
施設情報(台帳) 有 電子データ	—

(8) その他特記事項

業務を履行するに当って、高槻市の下水道維持管理状況を把握したうえで、過年度に下記業務にて策定した計画ならびに施設改築・設備更新状況について、十分に把握すること。

- ・令和2年度高槻市下水道ストックマネジメント計画策定業務委託
- ・令和6年度下水道ストックマネジメント計画策定業務委託

上記の策定以降に新たに設置した施設・設備については、本業務内で追加し、修繕・改築計画に反映させること。なお、追加する施設・設備については、発注者と協議のうえ、施設情報台帳との整合を図ること。